

## 委員 長 報 告 書

さる 12 月 5 日の本会議において、本委員会に付託された

請願第 12 号 住宅リフォーム助成制度創設を求める請願について

請願第 13 号 城山台中央公園および各公園内への屋外健康器具設置に  
関する請願について

を審査するため、12 月 9 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、請願第 12 号は賛成少数で、請願第 13 号は賛成者がなく、いずれも不採択とすべきものと決しましたので、以下その概要を報告します。

### 記

請願第 12 号の主旨は、不況が長期化する中、住宅リフォーム助成制度を導入した自治体では大きな経済波及効果を生んでいることから、本市においても地域経済再生と活性化のため、同制度の創設を求めるものである。

紹介議員に対し、先進地事例について ただしがあり、高野町では移住定住促進策の一つとして導入し、対象者は当該町民で住宅の入居者で世帯全員が税金等を完納している人、及び工事完了後の移住者、対象工事は町内業者が施工する 5 万円以上の工事としている。補助は工事費の 2 分の 1 以内で 20 万円を限度とし、うち 1 割を町内商品券で支給している。10 月 21 日現在、67 件の申請があり、工事費 4,778 万円、補助金 1,153 万円、商品券 116 万 2,500 円である。海南市では、工事費 10 万円以上のものに最高 10%（10 万円）を補助するもので、予算 505 万円、2 ヶ月間で 50 件を募集するものである との答弁がありました。

本助成制度の財源確保策について ただしがあり、補助内容によって必要予算は異なるが、企業誘致基金の活用などで財源は確保できると考える との答弁がありました。

高齢者や子育て世帯などに対象を限定する考えはないか とのただしがあり、制度の趣旨から全住民を対象とすべきである との答弁がありました。

当局に対し、財源は確保できるか とのただしがあり、現時点において企業誘致基金の活用は考えられない。対象を限定すれば効果が下がり、高野町と同規模で実施すれば一般財源で多額の予算を確保する必要があり、導入は難しい との答弁がありました。

討論に入り、採択することに反対の立場から、効果はあると考えるが、国の経済対策も想定される中、導入は検討が必要である。また、限られた予算の中で種々の少子高齢化対策が必要な状況を見ると、本事業を優先的に導入することは見送るべきと考え、本請願を採択することに反対するとの討論がありました。

採択することに賛成の立場から、導入すれば市内業者の仕事と所得、市の税収が増え、市内でお金が循環し、市経済の活性化に有効である。企業誘致と並行して市内事業者の活性化施策が重要と考え、本請願を採択することに賛成する との討論がありました。

予算措置が可能な範囲の導入であっても一定の効果はあると考え、本請願を採択することに賛成する との討論がありました。

請願第 13 号の主旨は、高齢化が進む城山台住民の健康維持により、医療・介護費削減と公園長寿命化両面に貢献するため、城山台各公園、特に自然とのふれあいや幅広い年齢層のコミュニケーションの場となっている中央公園内に本格的なフィットネス・ゾーンとして屋外健康器具の設置を求めるものである。

紹介議員に対し、中央公園を含む城山台の全公園に設置を求めているのか。また、本格的なフィットネスゾーンとはどういう設備を想定しているのか とのただしがあり、請願は城山台全公園への設置を求めるものとなっているが、市内全域で必要な箇所に設置してほしいとの思いも込められている。また、設備については、管理上問題のない器具を求めており、保健福祉センターに設置しているような専門スタッフが必要なものは求めている との答弁がありました。

請願者は個人であるが、自治会として健康器具の設置が必要と考えているか。また、区民に対し今回の請願は周知されているか とのただしがあり、請願署名は住民それぞれの判断によることとしたため、必ずしも区・

自治会の総意とはなっていないが、健康器具を設置してほしいとの想いは強いと感じている との答弁がありました。

公園はあらゆる年代の方が利用するが、子どもが遊ぶ環境としても必要な場所である。健康器具を設置した場合、危険性はないか とのただしがあり、全国的に児童公園や地域の公園に設置している事例が数多くある。それらの場所では遊具と健康器具を工夫して配置し、大人と子どもそれぞれが利用する範囲が区別できている。また、器具は稼動範囲が少なく大人が使いやすいものとなっている との答弁がありました。

城山台地区と違い他地区では設置場所が限られるのではないかと なただしがあり、健康維持設備として、伏原文化センターや保健福祉センターに本格的な健康器具、高野ロククリーンセンター跡地にはパークゴルフ場が設置済みである との答弁がありました。

設置台数について ただしがあり、ウォーキングロードと組み合わせた配置になると考えており、城山台中央公園の場合、4台程度は必要と考える との答弁がありました。

当局に対し、設置した場合の維持管理と事故が発生した場合の責任の所在について ただしがあり、公園管理者である市が維持管理を行い、事故発生時も最終的に市に責任があると考え との答弁がありました。

今後、他地区から同主旨の要望が出る可能性もある中、こういった対応となるか なただしがあり、高齢者の健康維持において公園への健康器具設置は今後の課題と認識しているが、当面は既存の遊具等の維持保全を行う公園長寿命化計画を推進する必要がある。バリアフリー化は長寿命化と併せて実施しつつあるが、健康器具設置は難しいのが現状である。また、設置が可能となっても市全域を対象とする必要がある。城山台中央公園は駐車場がなく近隣住民の利用が中心となることから、全市民が利用可能な運動公園などが第一候補になると考える との答弁がありました。